

令和 2 年 4 月 1 日作成
社会福祉法人 南風会 役員会

新型コロナウイルス感染症・感染拡大に防止について(方針その他)

目 次

第1章	本方針等の用語の定義	1
第2章	組織予防行動	1
I. 標準予防策の徹底		1
II. 正しい手指衛生について		1
III. うがい、口腔ケア、水分補給		3
IV. マスク、フェイスシールド、手袋、予防着、エプロン、三角巾		3
V. その他感染マニュアルに転用		4
VI. 消毒と換気		4
VII. COCOA のインストール勧奨		4
VIII. 施設内の巡回等		4
第3章	濃厚接触者等	4
I. 職員等の濃厚接触者及び疑い等		5
第4章	利用者等の濃厚接触者及び疑い等の受入	5
I. 受入区分		5
II. 上記 I ②受入区分 A 家族等の面会について		6
III. 特養の入所者について		6
IV. ショートステイ利用者について		7
V. デイサービス利用者について		7
VI. その他の利用者について		8
第5章	感染が発生した場合の施設体制	8
I. 管理体制		8
II. 人材確保		8
III. 職員管理		8
IV. 環境管理(隔離区分)		9
V. 資材の確保		9
VI. 保健所等関係機関への報告と連携		9
VII. PCR 検査等にかかるイメージフロー・フィギア ※なお、今後の外部環境の変化に伴い、変遷していく可能性あり。		10
VIII. 特養におけるクラスター経過レベル		11
別紙感染拡大防止チェックリスト		13
付則 施行・変更年月日		17

【前文:方針】

新型コロナウイルス感染症予防方針(以下、「本方針等」という)

令和2年1月より国内に新型コロナウイルス感染拡大が予見され、法人が運営するヘルシーハイムにおいてもその感染拡大が懸念される場所である。

とりわけ、勤務する職員等については、その生活範囲の自粛を要請するところである。継続して、他の感染症予防も含め、「密閉・密集・密接」「うつらない・うつさない」を踏まえ、ヘルシーハイム各部門において、感染予防の徹底をおこなう。

本方針等については、対外的に発信することを前提とし、家族等の介護者、外部の協力医療機関・医師等の医療関係者に情報を提供する。

第1章 本方針等の用語の定義

本方針等に規定する用語については、以下のとおり区別する。

- ① 法人が判断⇒体調異常者とは、「息苦しさ、だるさ、37度以上の熱のいずれかがあり、これら以外においても、風邪症状、下痢、悪寒、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、嘔吐、嗅覚味覚異常があり、かつ、同居の家族等に当該症状がある」場合と広義に定義する。以下「体調異常者」という。
- ② 法人が判断する濃厚接触者⇒広義の濃厚接触者(感染が発覚した日の二週間前の出勤職員及び利用者・家族、業者等)
- ④ 保健所判断⇒狭義の濃厚接触者
- ⑤ ゾーンニング⇒法人でいう隔離あるいは、隔離区分エリア

第2章 組織予防行動

I. 標準予防策の徹底

ヘルシーハイム内各部門、各部署において、そこで勤務する職員、入所者等、納品業者、家族等の面会などが存在し、画一的な対応はできない場合がある。よって、各部門部署等において、以下感染経路予測にもとづき、以後その対応を行う。

なお、本方針等に規定していない事項は、既存の『感染マニュアル』を転用する。

II. 正しい手指衛生について

【手洗いの目的】

- ①感染を予防する。
- ②手指の汚れ、有機物、一過性細菌を除去する。

③微生物による環境汚染を防ぐ。

【使用物品】

- ①液体石鹼
- ②ペーパータオル
- ③ゴミ箱
- ④適温の流水（手あれを防ぐため）

【手 順】

- ① 手洗いの準備をする。長袖の場合は、袖を肘関節まで上げる。
- ② 蛇口を汚染しないように栓を開け、水がはねない程度に水流を調節する。
（洗浄水の飛散により、汚染を広げないようにするため）
- ③ 15秒間水洗い後、容器を汚染しないように液体石鹼を手に取り、手を肘関節より低くしたままで（最も汚染されている場所は指先である為、指先の汚染が他に流れないように手を肘より低くする）、両手のすべての面を30秒以上こすり合わせて洗う。（♪「もしもしかめよ」の歌を2回繰り返すくらいの時間）
手背、指間、爪先を洗うときは、片手ずつ洗うなど工夫する。
※下記の「手洗いの順序」参照
- ④ 流水で、20秒かけて石鹼を洗い流す。
- ⑤ ペーパータオルで手を拭き、手の水滴を除く。
蛇口を閉める際は、手が再汚染しないように、ペーパータオルで蛇口を覆いながら閉める。足ふみ式の洗面所を除く。

- 利用者様等についても必ず介助等を行い手洗いをを行う。
- 水気を拭き取った後、消毒することにより除菌することができる。
- 「1ケア1手洗い」を実践する。
- うがいとあわせて、可能な限り洗面をおこなう。顔に付着した飛沫を洗い流す。
- 洗浄後は、アルコール消毒液等にて消毒を行う。また、適宜、手洗い以外に消毒をおこなう。





III. うがい、口腔ケア、水分補給

- ① 最初に手洗いを行う。(せっかく作ったうがい薬に雑菌が混ざると効果が半減するため)
- ② うがい薬を使い、うがい液を作る。(各薬の指示に従い作成する)
イソジンの場合 60ml (ブクブクうがい 20ml+ガラガラうがい 20ml×2 回=60ml)
- ③ ブクブクうがいをする。(20ml 程度)
最初にブクブクうがいをを行い、口中の雑菌を殺菌する。(15~20 秒)
これを怠ると、ガラガラうがいをする際に、喉に到達する前に薬の効果が半減するため。
- ④ ガラガラうがいを 2 回する (20ml 程度×2 回)
 - ・ ガラガラうがいは天井を見ながら、一気に 15~20 秒間行う。
この時は息継ぎをしない。(間違って飲み込んでしまうと胃が荒れる可能性が高い為)
 - ・ インフルエンザウイルスをイソジンの適量うがい液に漬けると、約 30 秒で全滅する。従って、15 秒間のガラガラうがいを 2 度行うことで、喉の雑菌は全滅したと考えるよい。
 - うがいにおいては、最低三回とし、就業前・休憩食前・就業後とする。
また、風邪等をひきかかっている場合においては、適時追加実施する。入所者及び利用者においても同様とする。
 - 口腔ケア、水分補給においては、うがい同様、口腔内から進入するウイルスを排除しようとするものであるが、水分補給については、排出することよりも、消化器官に流し込み排泄により体外へ排出しようとするものである。
 - メガネ等を使用している職員は、手洗いと同時にメガネ等の洗浄をおこなう。
目薬を使用する。

IV. マスク、フェイスシールド、手袋、予防着、エプロン、三角巾

- ① マスク・・・常時使用する。濡れたり、汚れたりした場合は、交換する。手でマスクに触れていることを踏まえ、複数の経路を想定する。マスクは手洗い消毒後の着用を原則とする。
- ② フェイスシールド・・・食事介助や口腔ケア等、著しく接近し介助を行う場合などについては、フェイスシールドを使用する。マスク同様、交差汚染に配慮する。

- ③ 手袋、予防着・・・オムツ交換等においては、通常の介護等の場面と異なり汚物に接触する機会が増加するため、通常の介護動作とは区別する。汚物については、速やかに、汚物入れに保管するなどし、生活領域にウイルス等を拡散しない様に管理する。
- ④ エプロン・三角巾・・・食事介助の際は必ず着用する。

V. その他感染マニュアルに転用

その他の事項については、感染マニュアルを転用すること。

VI. 消毒と換気

特養、ショート、デイサービス、事務局における定期消毒の実施と場所は以下のとおりとし、箇所については、共通とする。

- ① 箇所・・・ドアノブ(手の接触箇所)、テーブル、洗面所、蛇口、鏡、受話器、自動販売機、ナースミール、ダムウェーター、冷蔵庫、ベッド柵、床走行リフト、廊下等の手すり、椅子ソファ、パソコン・iPad・インカム・タイムレコーダー(水気に注意)、その他感染汚染場所・箇所
- ② 定時実施時刻
 - ・事務局・・・9時、15時
 - ・特養・・・9時、15時
 - ・ショート・・・9時、15時
 - ・デイサービス・・・8時50分、15時
 - ・その他の部署・・・上記に準ずる
- ③ 上記に適時消毒を行う以外、適時、人の動きによって、適時消毒をおこなう。
- ④ 換気については、外気の進入が考えられる。季節的に pm2.5 等のアレルギーなどを引き起こす原因となる空気により、利用者等に悪影響がある場合は、換気を行わない。原則、二階については、オゾン燻蒸機、ピュアウォッシャーの設置を踏まえた場合、行わない。
- ⑤ 休憩時間は、極力、分散し、新館会議室等を利用すること。休憩室の換気は適時おこなうこと。

VII. COCOA のインストール勧奨

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを職員に勧奨する。

VIII. 施設内の巡回等

- ① 感染委員会の委員は、日々、職員の感染予防行動の試査目視確認を行い、本文末、別紙チェックリストを作成する。
- ② チェックリストは、感染委員会を經由し、衛生委員会、運営責任者へと周知する。
- ③ 改善点等が確認された場合、感染委員よりその場・即日の改善依頼を行い、サイボウズグループウェアにて周知する。

第3章 濃厚接触者等

1. 職員等の濃厚接触者及び疑い等

原則、体調異常者及び以下の者については、就業規則も踏まえ、施設内の進入を禁ずる。

- ① 出勤の都度、検温を含めた体調異常を報告しない者
- ② 決められた手指衛生、環境整備、マスク等をしていない者
- ③ その他ヘルシーハイムの正常な運営に支障をきたすと理事長が判断した者

第4章 利用者等の濃厚接触者及び疑い等の受入

1. 受入区分

濃厚接触者については、検査後、陰性であった場合であっても、体調異常が無い状態が継続して概ね二週間はヘルシーハイムの建物内への進入を禁止する。以下、許可する区分を設け、記録等に記載する。感染を疑われる範囲の追跡等を踏まえ、日ごろからの記録は各部門において業務日報とともに整備しておくこと。

- ① **共通事項**・・・進入時は、消毒とマスクを義務化。ディスタンスが取れない場合は、フェイスシールド、手袋、予防着等を活用する。過去濃厚接触として確認され、検査陰性後、体調異常ではない状態が、原則、継続して2週間を経過している者。濃厚接触者ではなかった者。
- ② **受入区分A**・・・特養等の家族介護者その他これに準ずる者・・・平素の健康状態は把握できないため、予約面会時については、オンライン面会を除き、健康状態・検温をお願いし、念のため、生活共有部分の進入を遠慮してもらう。
- ③ **受入区分B**・・・業者その他これに準ずる者・・・健康状態の把握、原則、1時間以内の短時間の滞在をお願いする。
- ④ **受入区分C**・・・実習生等その他これに準ずるもの・・・すでに実習を過去実施している教育機関からの派遣であること。準職員とする。法人運営に必要な利用者、実習生等に関わらず、個人情報利用同意書の同意を得ている状況の立場のものであること。実習生3名までとし、他教育機関の実習の期間と重複する期間の実習は許可しない。
- ⑤ **受入区分D**・・・職員その他これに準ずるもの・・・日々検温と体調報告を行っているもの。体調不良後、適宜上司等に報告を行っていること。濃厚接触者等として検査が行われ、陰性後2週間、あるいは検査の必要が無いと医療機関より診断され解熱後3日を経過している者で、どちらか遅い日を経過していること。
- ⑥ **受入区分E**・・・その他・・・その他上記のどの区分にも該当せず、かつ、準用が不可能である場合、理事長にて判断する。

施設内進入許可区分

区分	区分A	区分B	区分C	区分D	区分E
該当する者	特養等の家族介護者 またはこれに準ずる者	外部業者 またはこれに準ずる者	過去受け入れ実績のある教 育機関からの実習生 またはこれに準ずる者	職員 またはこれに準ずる者	どの区分にも該当しない者 左記の区分の準用が不可能で ある者
入館時の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール手指消毒、マスク着用 ・ソーシャルディスタンスが取れない場合は、上記に加えフェイスシールド、手袋、感染予防着を活用 ・濃厚接触者ではない者 ・過去濃厚接触が確認された者は、PCR検査陰性後、原則2週間が経過していること 				理事長にて判断
検温	窓口での検温	窓口での検温	窓口での検温	出勤前の検温報告	
健康状態の確認	窓口での確認	窓口での確認	窓口での確認	出勤時報告	
入所者との接触	双方がマスク着用し 15分以内	会話、接触はしない	双方がマスク着用し 15分以内		
滞在時間	面会時間を含め30分以内	時間以内のできるだけ短時	実習時間内	勤務時間内	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の生活共有部分への立ち入りは遠慮してもらう ・オンライン面会は継続する 		<ul style="list-style-type: none"> ・法人運営に必要な個人情報利用同意書の同意を得ている者 ・準職員としての取り扱いとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時、適宜上司へ報告 ・濃厚接触者である場合、PCR検査陰性後2週間経過した者、あるいは検査の必要が無いと医療機関より診断され且つ解熱後3日の経過のうちどちらか遅い日を経過していること 	

II. 上記 I ②受入区分 A 家族等の面会について

特養の入居者の家族等が主となるところではあるが、ヘルシーハイム全体として以下のように管理する。

- ① 入所者 1 名に対して、家族等 2 名まで また、これを超える人数の家族が来所しても、入居者の飛沫を受ける時間等を制限するため、分割した面会は許可しない。
- ② 面会後の消毒、換気等の予防対応をおこなうため、1 時間当たり一組とし、面会時間を 30 分以内とする。
 - ・ 9:00～12:00 三組
 - ・ 13:00～17:00 四組 デイサービスのレクリエーション等の時間は除く
 - ・ 入居者一日当たり 7 名とし、分割面会、入居者 1 日 1 名の再度の面会を許可しない。
- ③ 場所については 1 階ホールとする。

III. 特養の入所者について

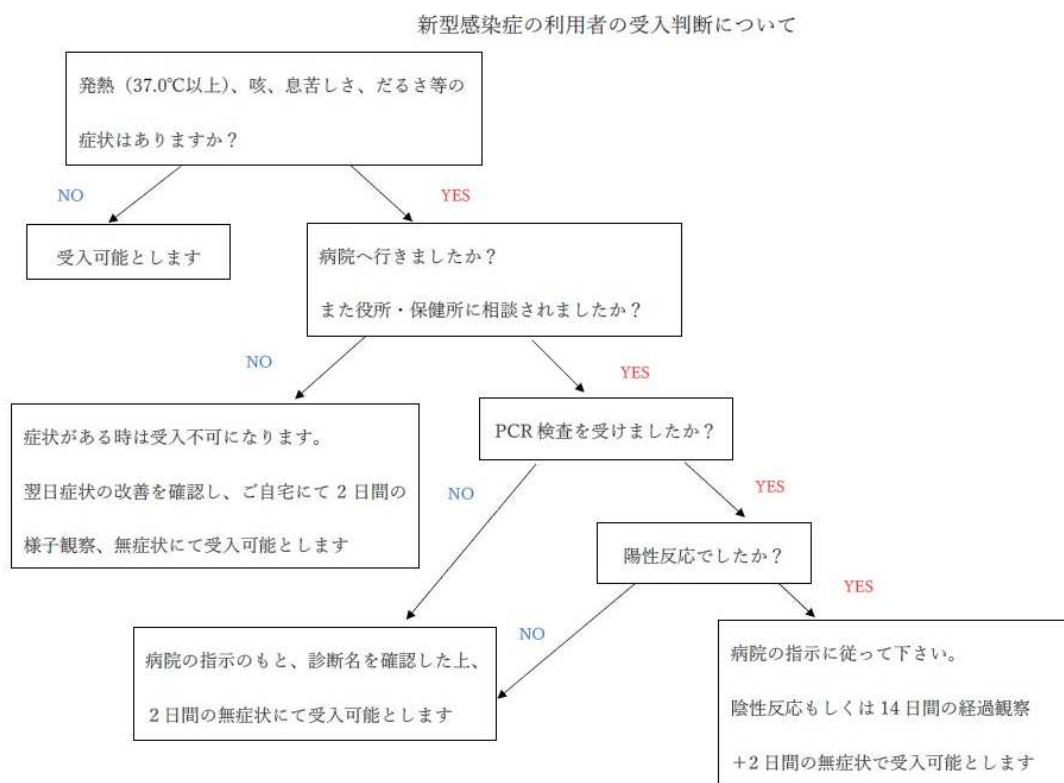
- ① 新規入所者については、上記 1 の⑥の受入区分 E とし、入所前異常な状態が概ね二週間を継続して、体調異常がないこと。
- ② 医療機関退院後の入所者は、施設が居住地であることから、医療機関から退院となった場合は、再入所を許可するが、全ての入所者について、カーテン隔離を 3 日、二週間の健康状態の観察をおこなう。
- ③ 体調異常が生じ、医師による検査が必要となった場合は、保健所等との関係機関への報告・指導・助言等により必要な対応をおこなう。
- ④ 検査陽性者の受け入れについては、関係機関との連携によりおこなうが、施設にて経過観察等を行う場合は、可能な範囲で、区分隔離(ゾーンニング)をおこない、他の利用者等への施設内感染とならないよう、防護服等を着用の上、必要な対応をおこなう。
- ⑤ 生活用品等については、使い捨てのものを使用し、食器等についても Disposable なもの(使い捨てのもの)を活用する。

IV. ショートステイ利用者について

- ① 新規入所者については、上記 1 の⑥の受入区分 E とし、入所前異常な状態が概ね二週間を継続して、体調異常がないこと。
- ② 利用開始直前の検温により、原則 37 度未満であること。
- ③ 家族等に濃厚接触者等がないこと。
- ④ 濃厚接触者の可能性がある場合は、その結果が明らかとなるまでは、受け入れを許可しない。
- ⑤ 濃厚接触者であった場合、検査後陰性となり、かつ、陰性となった翌日から起算して異常な状態が概ね二週間を継続していないこと。
- ⑥ 利用中に体調異常が生じ、医療機関の医師による検査が必要となった場合は、保健所等との関係機関への報告・指導・助言等により必要な対応をおこなう。

V. デイサービス利用者について

- ① 新規入所者については、上記 1 の⑥の受入区分 E とし、入所前異常な状態が概ね二週間を継続して、体調異常がないこと。
- ② 利用開始直前の検温により、原則 37 度未満であることとし、以下のフローチャートを基準とする。



- ③ 家族等に濃厚接触者等がないこと。
- ④ 濃厚接触者の可能性がある場合は、その結果が明らかとなるまでは、受け入れを許可しない。
- ⑤ 濃厚接触者であった場合、検査後陰性となり、かつ、陰性となった翌日から起算して異常な状態が概ね二週間を継続していないこと。
- ⑥ 利用中に体調異常が生じ、医療機関の医師による検査が必要となった場合は、保健所等との関係機関への報告・指導・助言等により必要な対応をおこなう。

VI. その他の利用者について

原則、上記 1 から 4 に準ずる。

第 5 章 感染が発生した場合の施設体制

I. 管理体制

法人理事長の下、各部門を管理者とする「報告・連絡・相談・確認・指導・指示等」の各段階について、各職員をフォローとする通常の組織体制を管理体制とする。

- ① 感染クラスターは、2 人以上と定義する。
- ② 利用者及びその家族等、保健所等関係機関にかかる連絡体制については、感染が発生した部門管理者等により対応する。
- ② 感染した者及び感染した者以外の医療提供の体制確保について、医療機関の協力により確保する。医療機関については、通常の協力医療機関との協力が困難となる可能性が高い。保健所等の協力を仰ぐ場面もある。
- ③ 職員教育については、運営責任者をはじめとし、職員相互に注意喚起すること。適時、個別事項については、オンライン等を活用し、研修を開催すること。あわせて、マニュアル等の変更をおこなうこと。
- ④ 感染委員会の委員は、日々、区分隔離以外のエリアの巡回をおこなうこと。隔離区分エリアを新館会議室とする。
- ⑤ 理事長は、就業規則等を総合的に勘案し、指名する職員について、出勤を停止する場合がある。この間においては、平均賃金の 60%以上の休業補償をおこなう。
- ⑥ 体調異常者となった職員が感染源となり、指示に従わず感染を拡大する恐れがあり、正常な事業に支障をきたすに至った場合は、その過失の程度を踏まえ、職員及びその職員の身元保証人とともに協議の上、損害賠償を請求する場合がある。
- ⑦ 事業再開にあたっては、法人が策定する事業継続計画(BCP 計画)にもとづき、最小限の損害におさえ、事業再開・復旧を図る。

II. 人材確保

理事長は、職員の休業指示等にもとづき、介護職員の減数が著しい場合は、以下のうちの指示をおこなう。

- ① 部門間の応援、理事長を含む直接介護職員以外の役職員の介護業務への応援すること。
- ② 就業規則に規定する非常時出勤として、職員を出勤させること。
- ③ 連携施設・機関からの職員の応援を依頼すること。

III. 職員管理

- ① 三密を避け、うつらない・うつさないを心がけ、人の集まる場所等をさけること。交通機関等を避けること。
- ② 体調異常がある場合は、出勤せず、電話やファックス、メールにて報告し、自宅待機すること。
- ③ 就業することにつき、職員のみならず、その家族の感染のリスクが高まる可能性がある場合は、理事長は休業の指示を出す場合がある。

IV. 環境管理(隔離区分)

感染者が発生した施設において、入所者の状態等により受診が困難な場合等においては、保健所等が施設に赴いて検体採取を行う場合も考えられる。そのような場合に備え、検体採取が行われる場所については、当該場所までの入所者の移動について、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り導線が分けられていること、検体を採取する場所は十分な換気及び適切な消毒を行うこと。

以上を踏まえ、原則、「新館会議室」を隔離区分エリア(ゾーニング)とする。

- ① 喫煙所及び保育園を閉鎖し、隔離区分エリアを新館会議室に設ける。
- ② 特養で感染が発生した場合、ショートステイ及びデイサービスは休業する。ショートで感染が発生した場合デイサービスは休業する。なお、休業した部門に所属する職員で、体調異常が無い職員については、他の部門に応援(辞令)に就くこと。
- ④ 検体採取場所の場所を同じく、原則、新館会議室とする。
- ③ 隔離区分が不足する場合は、ショートステイを閉鎖し、ショートステイを隔離区分エリアとする。その場合、濃厚接触者を同室とする場合がある。
- ④ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ⑤ 濃厚接触者等やその居室が判別できるように反射シートや反射アームバンドなどを活用する。
- ⑥ 居室からの出入りの際に、濃厚接触者等及びその他の入所者が接することがないようにする。
- ⑦ 濃厚接触者等及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等に特段の注意を払う。職員については、通常の三名の夜勤体制 17:00～翌日の 11:00 とは別に夜勤 1 名、日勤帯 7:00～19:00 の 12 時間 2 名から 4 名の配置を行う。
- ⑧ 職員に対する精神面のサポートも踏まえ、運営責任者は相談相手となること。

V. 資材の確保

- ① 事務局に協力し、各所防護具等の在庫確認、使用方法の順守等を踏まえ、適切に確保すること。
- ② 資材高騰が予想されるため、予算を踏まえ、概ね 3～6 カ月程度の在庫確保を踏まえること。

VI. 保健所等関係機関への報告と連携

- ① 保健所へ発生のおこない、疫学調査に協力すること。
- ② 北九州市、北九州高齢者福祉事業協会へ報告すること。
- ③ 感染を疑われる範囲の追跡等を踏まえ、日ごろからの記録は各部門において整備しておくこと。
- ④ PCR 検査の範囲等の支援をうけること。
- ⑤ 特養入所者の感染が疑われる場合、医師に報告すること。医師は、PCR 検査センターに報告し、看護師・看護職員は、必要な指示をうけ対応すること。

【問い合わせ先】

・検査センター全体(仕組み等)に関すること

電話番号 582-2430 (保健衛生課 担当:三堀、住野)

- ・個別の手續に関すること（医療機関の登録・検査申込み等）
電話番号 522-8726（医務薬務課）
 - ・検査申込書、診療情報提供書 FAX 513-3814
- ⑥ 協力医療機関、ケアマネジャー居宅支援事業所その他契約関係にある会社等への
連絡をおこなう。
- ⑦ ヘルシーハイム保育園(認可外保育所)については、入所児童や保護者（送迎を
している場合に限る）、施設職員等が PCR 検査を受ける場合は、検査を受けること
が分かった時点で、平日夜間、土日祝日を問わず、保育課へ連絡する。

平日夜間、土日祝日の緊急連絡先 080-1721-5765

北九州市 子ども家庭局 子ども家庭部 保育課

保育指導担当係 大庭 舞 (Oba Mai)

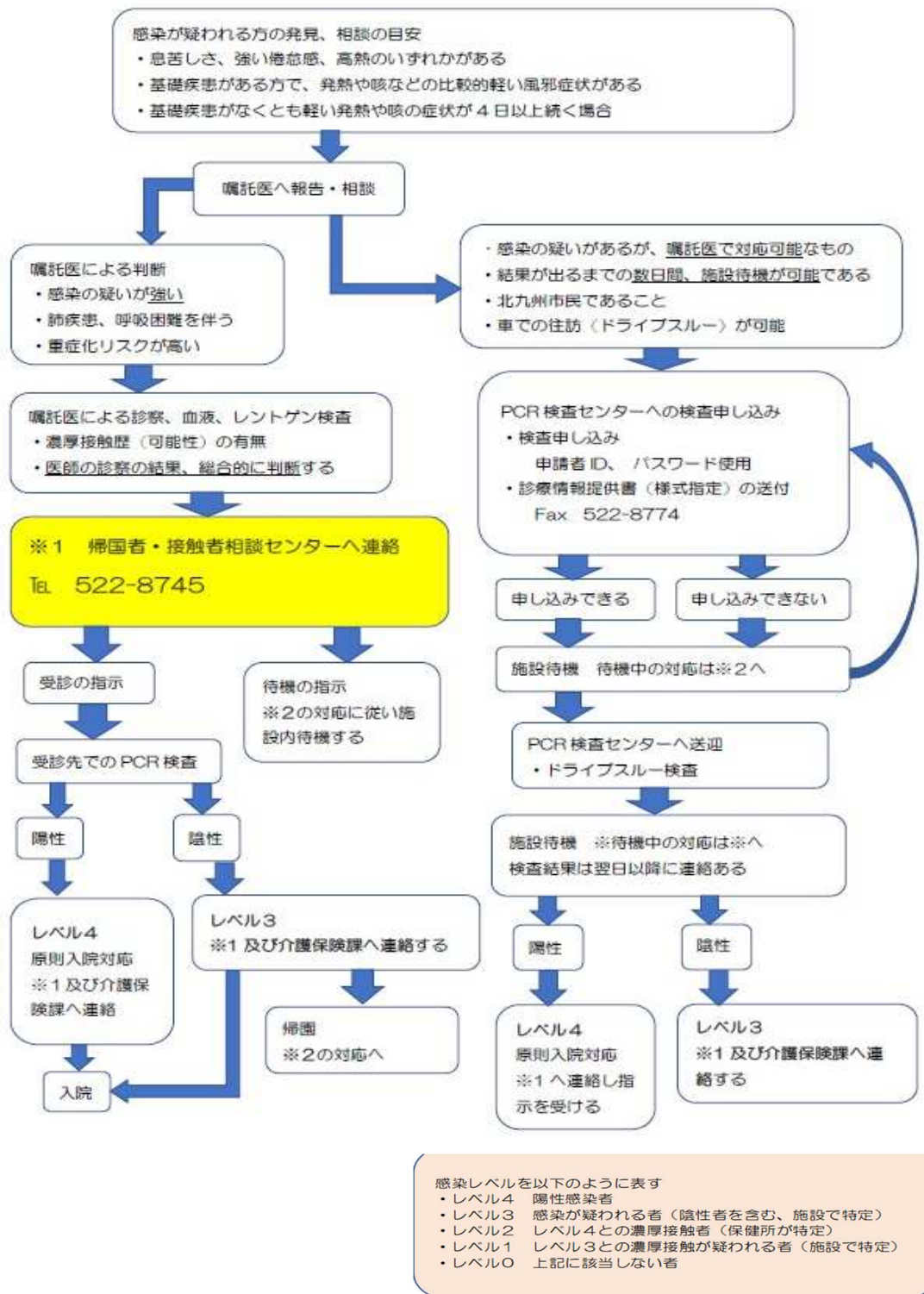
〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1

TEL: (093) 582-2412 FAX: (093) 582-0070

MAIL: mai_ooba01@city.kitakyushu.lg.jp

VII. PCR 検査等にかかるイメージフロー・フィギア ※なお、今後の外部環境の変化

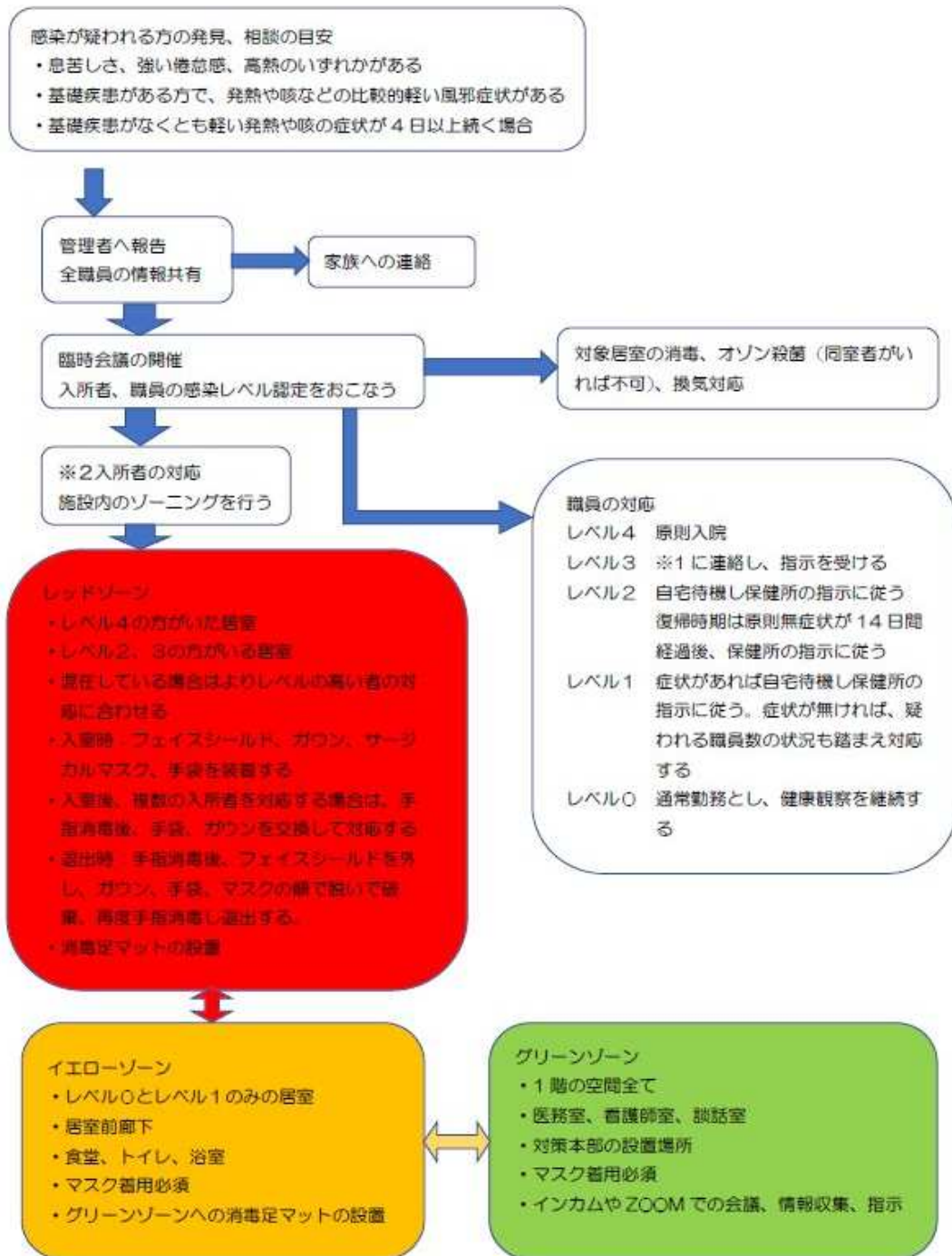
に伴い、変遷していく可能性あり。



VIII. 特養におけるクラスター経過レベル

感染防止を徹底することを基本とし、上記各事項を網羅した場合について、万が一クラスター化(定義については、第二章Ⅱの1のとおりとする)が拡大した場合、以下のようにレベル区分を設定する場合がある。

- ※1 レベルについては、上記 6 同様
- ※2 臨時会議については、三密等を排除する観点から、最低限とする。
- ※3 各レベルにおける対応策は、予防対応に加え、隔離区分(ゾーニング)、防護服、フェイスシールド、隔離区分内の任命した限定職員の選定等とする。
- ※4 隔離区分には限界があるため、必要に応じて、隔離区分を縮小する場合がある。



別紙感染拡大防止チェックリスト

衛生委員会・感染委員会 資料 ；令和2年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（法人と職員）がすぐに行えることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての職員が確認**できるようにしてください。

項	目	感染委員会 巡回項目	確認
1 感染予防のための体制			
	・理事長が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、職員に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。		はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）		はい・いいえ
	・法人の取組やルールについて、職員全員に周知を行っている。		はい・いいえ
	・職員間が感染予防の行動を取るよう互いに注意し、副主任以上等もそれを指導している。		はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の方便が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
	・職場以外でも職員が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、職員全員に周知を行っている。		はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCODA）を周知し、インストールを職員に勧奨している。		はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策			
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い			
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。		はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。		はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底			
	・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。		はい・いいえ
	・盲点からマスク着用や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。		はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認			

項	目	感染委員会 巡回項目	確認
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調（発熱やたるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等）を確認している。		はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置			
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について			
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。		はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集			
	・国、地方自治体や一般社団法人日本産科医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策			
(1) 基本的な対策			
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善			
	・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。		はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。		はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善			
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するよう努めている。		はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ

項	目	感染委員会 巡回項目	確認
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場合は、職員にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮断するようにしている。		はい・いいえ
	・職場外（バスの移動等）でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について			
	・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。		はい・いいえ
	・施設内で職員が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制			
	・職場では、同僚を問わず他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。		はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で会話連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について			
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。		はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。		はい・いいえ
	・トイレの蓋を開けて汚物を溜すように表示している。（便器内は通常の清掃でよい）		はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。		はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について			
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。		はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。		はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品（テーブル、イス、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をしている。		はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。		はい・いいえ
	・職員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に帽を持たせている、などの工夫をしている。		はい・いいえ
	・職員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。		はい・いいえ

項	目	感染委員会 巡回項目	確認
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。		はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について			
	・異水、唾液などが付いたゴミ（飲用後の紙コップ、ピン、缶、ペットボトルなどを含む）は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。		はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
4 配慮が必要な職員への対応等			
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい・いいえ
	・法人内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や番割りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。		はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ職員及び妊婦している職員に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮（テレワークや時差出勤等）を行っている。		はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性職員が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）の措置を行っている。		はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応			
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化			
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
	(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。		はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
(3) その他の対応			

項	目	感染委員会 巡回項目	確認
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。		はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制（受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど）を実行している。		はい・いいえ
	・その他（ ）		はい・いいえ
6 熱中症の予防（※熱中症のリスクがある場合に確認してください。）			
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。		はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、職員に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。		はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。		はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。		はい・いいえ
			20200811版

以上

付則 施行・変更新月日

本方針等は、令和2年8月●日より施行する。